

京都市職員共済組合公告第14号

京都市職員共済組合定款の一部を次のように変更します。

平成17年3月30日

京都市職員共済組合
理事長 松井珍男子

附則第6項中「平成16年度」を「平成17年度」に、「780円」を「2,090円」に改める。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

(総務局人事部厚生課)